の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　前条第三項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　前条第三項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額

三　国の補助金を受けて実施する消防団救助能力向上資機材緊急整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

11　平成三十年度から令和五年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第四項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

12　令和元年度から令和五年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、施設の点検の効率化・充実に資するＩＣＴデータベースシステム及び無人航空機（航空法第二条第二十二項に規定する無人航空機をいう。）の導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

13　令和元年度から令和六年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、民間事業者等が国の補助金を受けて実施する文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された建造物であつて世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産の構成資産であるもの又は文化財保護法第二十七条第二項の規定により国宝として指定されたもの及び重要文化財として指定された美術工芸品を保管する博物館等の防火施設・設備の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

14　令和元年度に限り、第五条第一項第三号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　団体営土地改良事業に要する経費が多額であることを考慮して総務大臣が算定した額

二　閉山対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

15　令和元年度に限り、第五条第一項第四号イの規定の適用については、当該規定による算定額は、第四条第一項第三号ロからホまで並びに前条第九項及び第十項の規定に準じて算定した額とする。


の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　前条第三項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　前条第三項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額

三　国の補助金を受けて実施する消防団救助能力向上資機材緊急整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

11　平成三十年度から令和五年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第四項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。


［新設］


12　平成三十年度に限り、第五条第一項第三号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　団体営土地改良事業に要する経費が多額であることを考慮して総務大臣が算定した額

二　閉山対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額


13　平成三十年度に限り、第五条第一項第四号イの規定の適用については、当該規定による算定額は、第四条第一項第三号ロからホまで並びに前条第六項及び第七項の規定に準じて算定した額とする。